

1-(1) 令和4年度 入札制度の一部改正について

①電子入札の開始について

- ・令和4年6月公告分より電子入札を実施します。
入札の流れは別紙1「電子入札における各入札の流れ」を参照してください。

○一般競争入札（建設工事業者）

入札情報公開システムに掲載された公告情報を確認し、入札受付期間内に入札してください。
配置技術者については現行の工事希望型競争入札と同様に事後審査方式とします。

○指名競争入札（建設工事業者）

指名通知は当分の間、電子入札システムによる通知と紙ベースの指名通知の両方を送付します。
入札情報公開システムに掲載された現場説明書等を確認し、入札受付期間内に入札してください。
配置技術者については現行の工事希望型競争入札と同様に事後審査方式とします。

○指名競争入札（測量・建築・調査等委託業者）

指名通知は当分の間、電子入札システムによる通知と紙ベースの指名通知の両方を送付します。
入札情報公開システムに掲載された現場説明書等を確認し、入札受付期間内に入札してください。

※原則、システム障害等の場合を除き、今後の公告、現場説明書等は入札情報公開システムに掲載しますので、橋本市ホームページには掲載しません。

※Internet Explorerの対応が終了しましたので、Microsoft Edge又はGoogle Chromeを使用してください。

・電子入札における紙入札について

入札の流れは別紙2「電子入札における紙入札の流れ」を参照してください。

電子入札案件において、下記の事由に該当する場合は『紙入札参加届出書』を提出することで、電子入札案件であっても紙入札により、参加することができます。

- ・ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再発行等の申請をしているため
- ・法人名、代表者等の変更により、ICカードの再取得の申請をしているため
- ・電子入札参加者の使用する電子計算機が故障しているため
- ・やむを得ない事由があるため（理由を記載）

※紙入札参加届出書の提出は、申請受付期間内に総務課に持参してください。
入札書等は電子入札の入札書受付締切日の前日までに、橋本市役所総務課(日本郵便株式会社橋本郵便局留)に書留郵便、簡易書留郵便または特定記録郵便で郵送してください。

※様式はホームページに掲載します。

○電子入札システムへのアクセス手順



橋本市ホームページのトップより、「ビジネス」、「入札・契約」を選択



「橋本市電子入札システムポータル」を選択

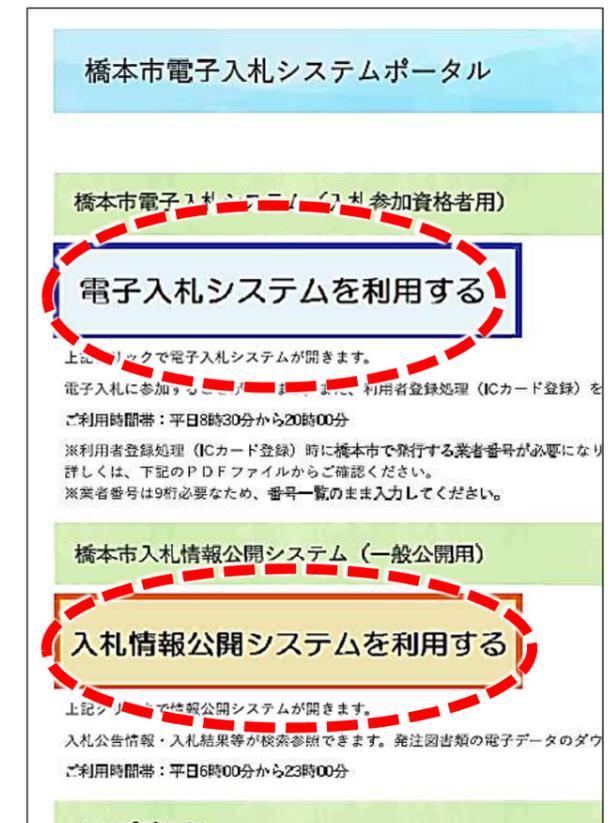
※「電子入札における紙入札について」ページに、電子入札における紙入札の様式等を掲載しています。

利用者登録、入札を行う場合は、「電子入札システムを利用する」を選択してください。電子入札システムが起動します。

公告、現場説明書等を確認する場合は「入札情報公開システムを利用する」を選択してください。入札情報公開システムが起動します。

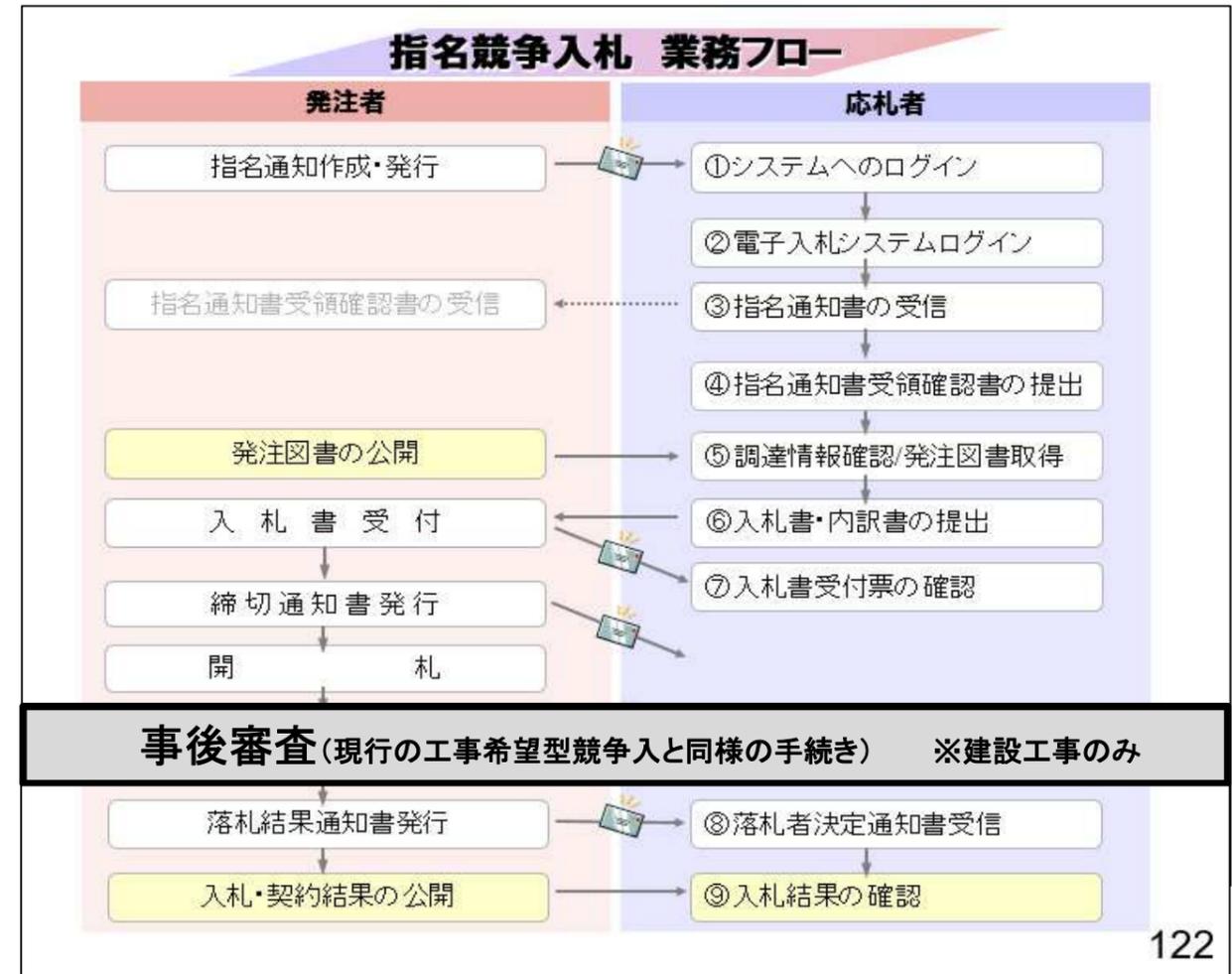
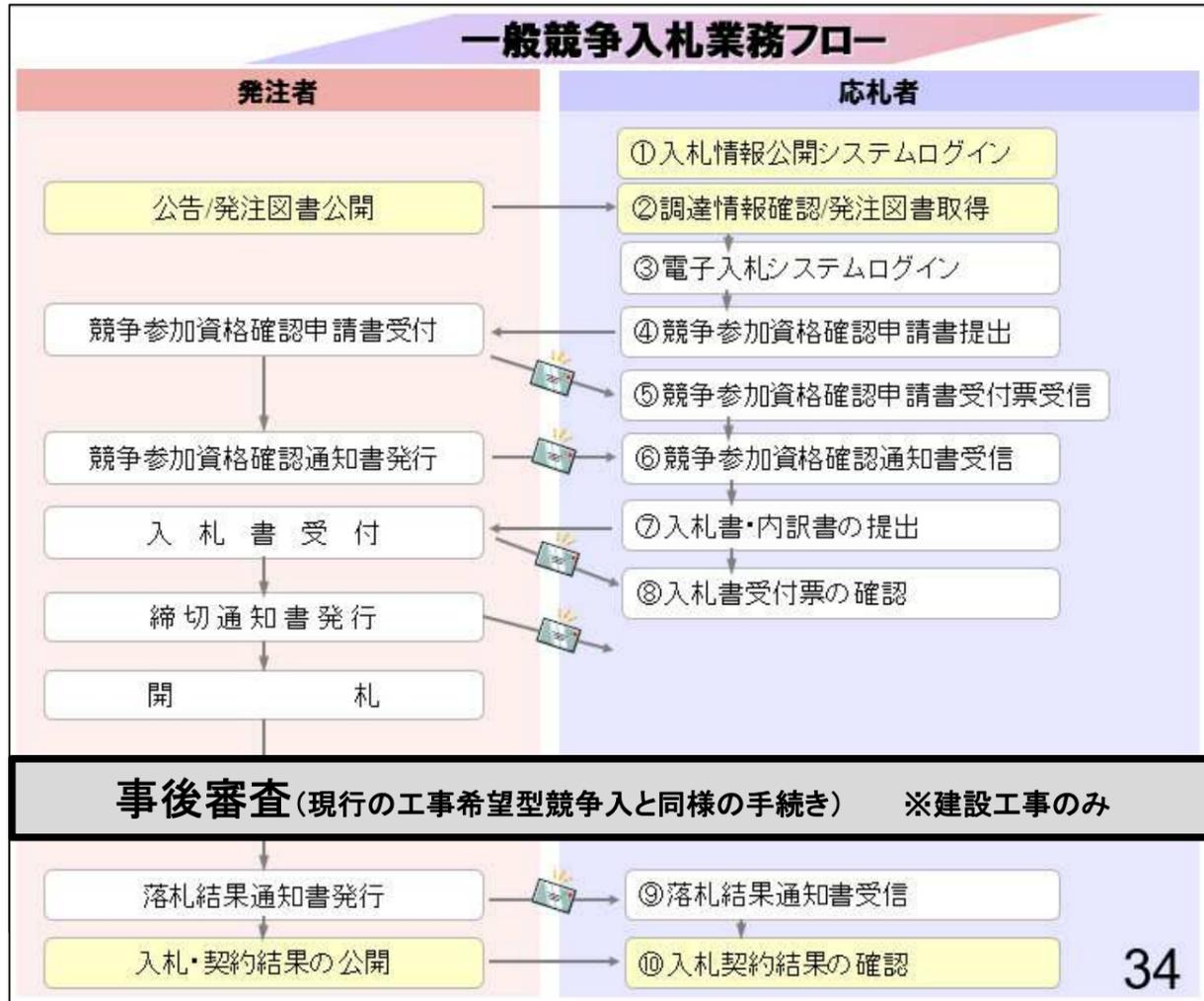


「電子入札」を選択



電子入札における各入札の流れ

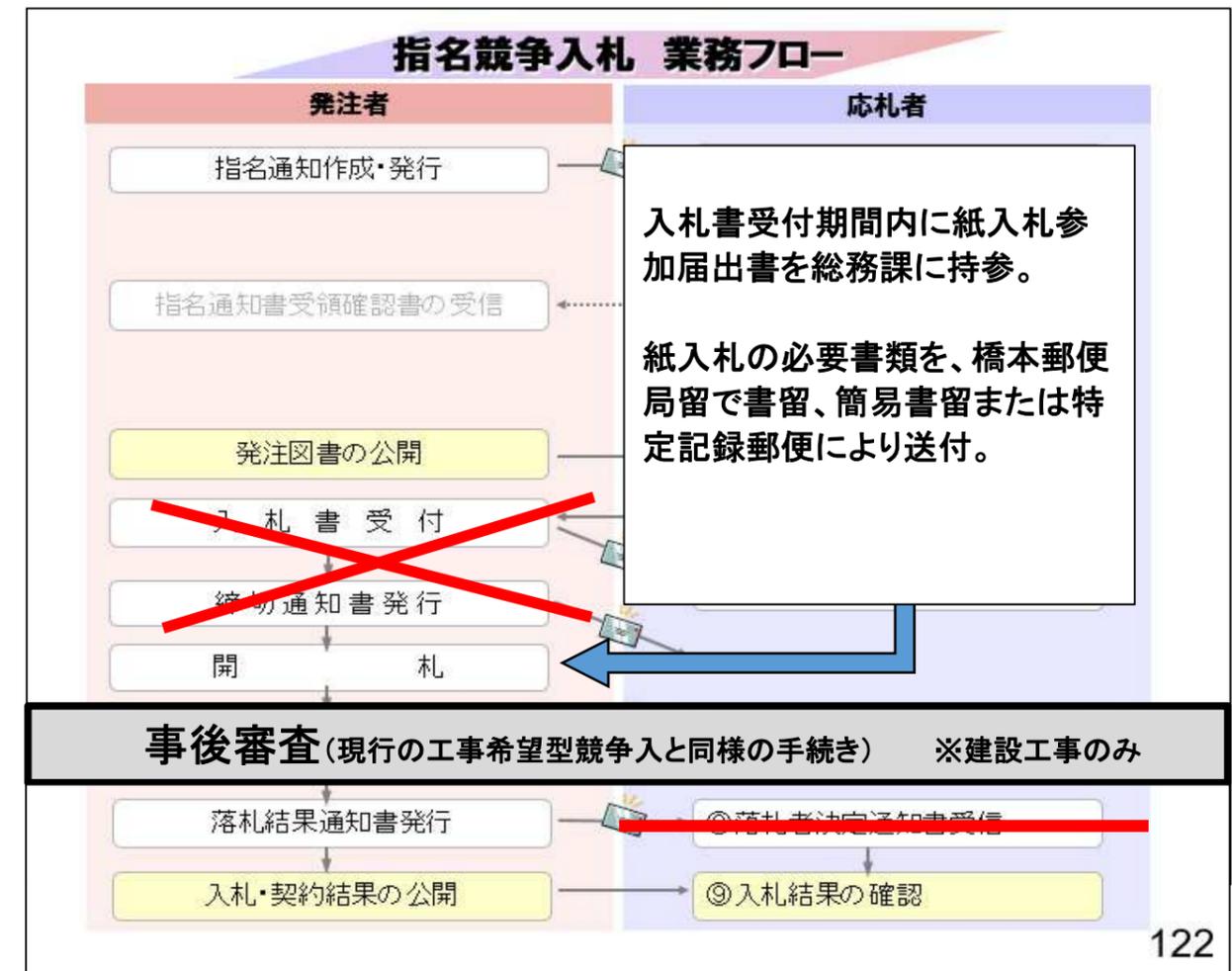
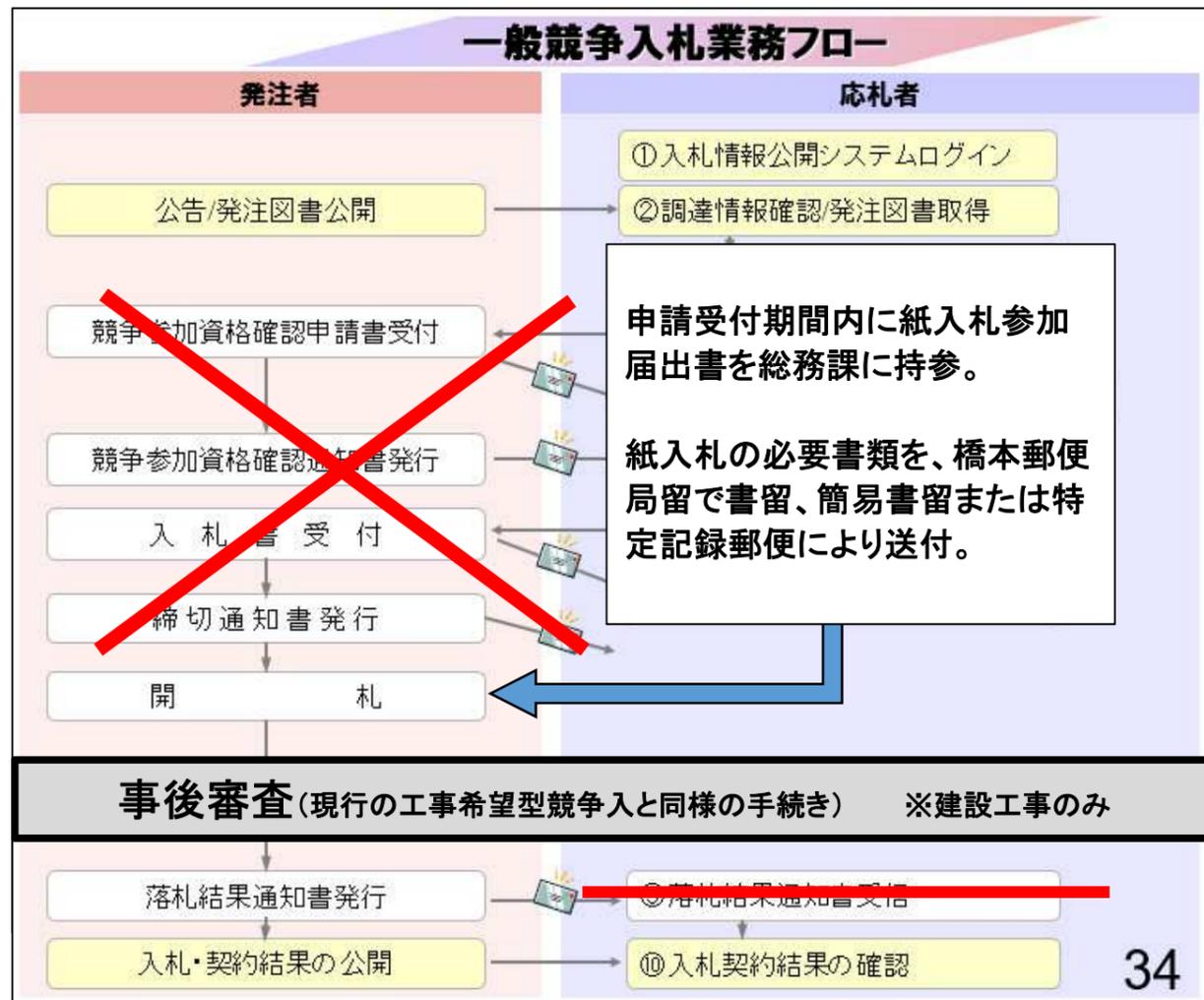
詳細は令和4年3月24日に実施した説明会資料のとおりですが、建設工事の場合は落札者の決定までに現行の工事希望型競争入札と同様の事後審査を実施します。また、その際の落札予定者への連絡は開札後に電話により行います。



電子入札における紙入札の流れ

電子入札案件において、紙入札により応札する場合は下記フロー図の通りとなります。

- ・ 一般競争の場合は、申請受付期間内に紙入札参加届出書を提出し、入札書受付期間～入札書受付期間最終日の前日まで
- ・ 指名競争入札の場合は、入札書受付期間～入札書受付期間最終日の前日までに紙入札参加届出書を提出し、同期間内で上記の期間内に橋本郵便局留で書留、簡易書留または特定記録郵便により入札書等を送付してください。



1-(1) 令和4年度 入札制度の一部改正について

②工事希望型競争入札の落札件数、手持ち件数の緩和について

- ・工事希望型競争入札における落札件数、手持ち件数を緩和する。（令和4年度6月入札会より）

○工事希望型競争入札の1入札会における落札件数の上限<改正前>

1入札会の落札件数は以下の上限を設ける。

- ・1入札会での落札件数は、業種別に、土木一式工事：2件、
建築一式工事、水道施設工事、管工事、下水道接続工事：各1件
但し、合計で2件まで



○工事希望型競争入札の1入札会における落札件数の上限<改正後>

1入札会の落札件数の上限は設けない。

○工事希望型競争入札の手持ち工事件数による落札制限<改正前>

工事希望型競争入札においては手持ち工事件数により、以下の落札制限を設ける。

- ・手持ち工事件数：3件まで
但し、指名競争入札や制限付一般競争入札等で落札したものは除く
(手持ち工事とは、落札した日から工事完成届を市が受理した日までの間とする)



○工事希望型競争入札の1入札会における落札件数の上限<改正後>

手持ち工事件数による落札制限は設けない。

③配置技術者規定の緩和について

- ・各工事における配置する技術者について、配置規定を緩和する。（令和4年度6月より）
※別紙運用指針も参照してください。

○現場代理人

現場代理人の配置について以下のとおり緩和します。

<改正前>

現場代理人は工事現場に常駐することを義務付け



<改正後>

条件を満たす場合は他の工事現場の現場代理人との兼任が3件以内で可能
別紙①参照

○主任技術者

主任技術者の配置について以下のとおり緩和します。

<改正前>

請負金額が3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）の工事に置く主任技術者は専任



<改正後>

条件を満たす場合は2件の建設工事を管理できる
別紙②参照

○特例監理技術者

監理技術者の配置について以下のとおり緩和します。

<改正前>

監理技術者を配置する場合は専任



<改正後>

監理技術者補佐を工事現場に専任で置き、条件を満たす場合は2件の建設工事を兼任できる
別紙③参照

現場代理人の常駐義務緩和に関する運用指針

現場代理人の兼任が可能となる条件を緩和します。

1. 以下の条件を全て満たす場合は、他の工事現場の現場代理人又は技術者等との兼任が可能となります。

- (1) 請負金額が3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）未満であること。ただし、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事（※1）又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※2）については、請負金額の制限は設けない。
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 兼任する工事の件数が3件以内であること。
- (4) 兼任する工事の現場が橋本市内であること。
- (5) 兼任する工事が全て市発注工事であること。
- (6) 発注者または監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

※1 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

例：・同一路線や同一河川、同一区画整理地内や同一公園内、同一敷地内等で実施する工事等

※2 施工にあたり相互に調整を要する工事

例：・工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要するもの
・工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要するもの
・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの
・同一建物内で相互に工程調整を要するもの

2. 書面による提出書類

- (1) 現場代理人の兼任届出書
- (2) 兼任する別途工事のコリンズの写し、特記仕様書等、兼任要件を確認できる資料
- (3) 配置予定技術者申請日の前日までに提出するものとする。

3. 適用日

- (1) 令和4年6月1日以降の入札公告分より適用。

4. その他留意事項

- (1) 上記によって、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではありません。専任を要する技術者との兼任にあたっては、兼任が可能となる条件等を確認してください。

- (2) 適用日より前に受注契約を行った工事にも適用します。
- (3) 施工中の工事において、新たに受注契約を行った工事で兼任を行う場合は、工事打合簿等で確認を行うこと。

担当 総務部 総務課 契約検査係 0736-33-1218

主任技術者の兼任に関する運用指針

主任技術者の専任を緩和します。

1 主任技術者の兼任について

請負金額が 3,500 万円（建築工事一式は 7,000 万円）以上の工事に置く専任の主任技術者について、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 km 以内の場合は 2 件の建設工事を管理できるものとします。

2 兼任できる工事

- ・国、県、市町村等が発注する工事
- ※ただし、発注者により兼任が認められている場合に限る。

3 施工にあたり相互に調整を要する工事について

- ・資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分在同一の下請け業者で施工する場合等も含まれます。

4 書面による提出書類

- ・主任技術者の兼任届出書
- ・兼任する別途工事のコリンズの写し、特記仕様書等、兼任要件を確認できる資料
- ・配置予定技術者の申請日の前日までに提出するものとする。

5 主任技術者の兼任に求める要件等

- ・求める資格及び配置に関する要件等については、入札公告及び各工事の特記仕様書を参照してください。

6 適用日

- ・令和 4 年 6 月 1 日以降の入札公告分より適用。

7 その他留意事項

- ・監理技術者には適用できません。
- ・適用日より前に受注契約を行った工事にも適用します。
- ・施工中の工事において、新たに受注契約を行った工事で兼任を行う場合は、工事打合簿等で確認を行うこと。
- ・解釈及び運用については別紙のとおりとする。

担当
総務部 総務課 契約検査係
0736-33-1218

別紙

主任技術者の兼務に関する解釈及び運用

主任技術者の兼務に関する運用指針【橋本市】より

●緩和措置の内容

請負金額が 3,500 万円（建築工事一式は 7,000 万円）以上の工事に置く専任の主任技術者について、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事（※1）又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※2）で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 km 以内（※3）の場合は 2 件の建設工事を管理できるものとします。

※1 工作物に「一体性」若しくは「連続性」が認められる工事

例：・同一路線や同一河川、同一区画整理地内や同一公園内、同一敷地内等で実施する工事等

※2 施工に当たり相互に調整を要する工事

例：・工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要するもの

- ・工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要するもの
- ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
- ・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの
- ・同時に複数個所で交通規制を行う複数工事で、円滑な交通を確保するため、相互に調整する必要があるもの等
- ・同一建物内で相互に工程調整を要するもの

※3 工事現場の相互間隔が 10 km 以内

・工事現場は「管理可能な一定のエリア（仮囲い等で仕切られた範囲）」である。その工事現場の間隔を自動車で通行可能な経路を測定した移動距離が 10 km 以内であるかどうかで判断する。

特例監理技術者等の配置に関する運用指針

監理技術者の専任を緩和します。

●緩和措置の内容

建設業法の一部改正により、工事毎に配置される監理技術者については、これまで【専任】配置が必要でしたが、監理技術者の専任義務が緩和され、複数現場の兼務が容認されることとなりました。

1. 特例監理技術者の配置を認める要件

- (1) 複数現場を兼任する場合の監理技術者（特例監理技術者）を配置する場合は、これを補佐する技術者（監理技術者補佐）は専任の配置であること。
- (2) 予定価格（税抜）1億円未満の工事であること。
- (3) 請負代金額が3,500万円（建築一式7,000万円）以上となる工事で建設業の業種（工事種別）は問わない。
- (4) 同一の特例監理技術者が兼任できる工事件数は、本工事を含め同時に2件以内であること。なお、兼任する工事の工事種別並びに国、県、市町村等が発注する工事は問わない。
- (5) 同一の特例監理技術者が兼任できる工事双方の工事場所は、橋本市内であること。

2. 書面による提出書類

- (1) 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置に関する届出書
- (2) 配置予定技術者申請日の前日までに提出するものとする。

3. 適用日

- ・令和4年6月1日以降の入札公告分より適用。

4. 特例監理技術者、監理技術者補佐に求める要件等

- ・求める資格及び配置に関する要件等については、入札公告及び各工事の特記仕様書を参照してください。

5. その他留意事項

- (1) 適用日より前に受注契約を行った工事にも適用します。
- (2) 施工中の工事において、新たに受注契約を行った工事で兼務を行う場合は、工事打合簿等で確認を行うこと。

担当
総務部 総務課 契約検査係
0736-33-1218